

平成二十二年五月二十八日受領
答弁第四八七号

内閣衆質一七四第四八七号

平成二十二年五月二十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問に対する答弁書
一及び二について

青森県が本年五月六日から十一日にかけて行った、奥入瀬溪流沿いの遊歩道及び一般国道百二号における樹木安全点検調査においては、遊歩道で危険木（枯損等により伐採等の対応が必要な樹木をいう。以下同じ。）が二十一本、危険枝（枯損等により枝払い等の対応が必要な枝をいう。以下同じ。）が四百八本、監視木（緊急な対応は必要ないが注意が必要な樹木をいう。以下同じ。）が十五本、一般国道百二号で危険木が七十三本、危険枝が千四百十七本、監視木が二十九本確認されたと承知している。

これらの危険木等については、これらの遊歩道及び一般国道を設置及び管理する青森県により、適切に対応がなされるものと承知している。

なお、これらの危険木の伐採等について、青森県から国に対して自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）や国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）に関する必要な手続がなされた場合には、速やかに対応してまいりたい。